

【緊急事態宣言中の特に留意したい音楽活動について】(小学校：音楽)

※ 静岡県下に緊急事態宣言、県独自の警戒レベルが「**嚴重警戒レベル6**」、文科省の警戒レベルが「**3**」となっている現状を踏まえ、これまでの確認事項と併せて、以下の事項について、対応をより強化します。

1 予防について

- 可能な限り、窓や出入り口を開放し、換気を十分に行う。
- 授業前後にうがい・手洗い、または手指消毒を行う。
- 基本的にマスクを着用する。(正しいマスクの着用…鼻と口の両方を隙間がないように覆う形状のもの)

2 歌唱やリコーダーなどの指導範囲について

(1) 歌唱

- マスクを着用し、全員が同方向を向いて、前後左右1メートル以上の距離を取ることができれば可能とする。十分でない場合は、ハミングとする。
- 歌唱を伴う身体表現は出歩かないで席で行う。歌唱を伴う手遊びは接触しないで一人で行う。
- オルガンの配置で向かい合わせになる場合は、子どもと子どもの間についたてを立て、できるだけ向かい合っただけの演奏は避ける。
- 朝の会や帰りの会での歌唱は行わない。

(2) リコーダー・鍵盤ハーモニカ

- リコーダー・鍵盤ハーモニカの演奏はしない。マスクを着用して運指の練習をすることは可。
- オルガンの配置で向かい合わせになる場合は、子どもと子どもの間についたてを立て、できるだけ向かい合っただけの演奏は避ける。

(3) 楽器等の消毒について

- 楽器演奏前後の手洗いを徹底する。
- 1時間内での同じ楽器の共用はしない。
- 共用楽器は、可能な部分について使用後に消毒する。(例：すすやタンバリンなどの打楽器は、素材を劣化させないように配慮し消毒する。)

3 カリキュラムや評価について

- 年間を通して、バランスよく観点の評価ができるよう単元構成を考えてカリキュラムを編成する。このとき、合唱や合奏など、感染リスクが高い単元や教材は、取り組む時期を変えて実施する。